平成２９年（フ）第２９３号
徳島県徳島市両国本町１丁目13番地、旧住所和歌山県和歌山市善明寺615番地27　鳴滝団地Ａ25号棟404号室
債務者　瀧川　雅仁
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２４号
宮城県栗原市栗駒深谷本桐14番地
債務者　椛澤美香子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
福井県坂井市三国町南本町４丁目４番61号
債務者　谷下　恭平
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３８号
沖縄県那覇市字真地334番地11　ファミーユうえま401
債務者　奥住りゅう二
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６６号
沖縄県那覇市小禄４丁目15番地８　ヴィラサンリットⅡ201
債務者　輿儀　春香（旧姓安室）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１号
山口県岩国市牛野谷町２丁目24番39―101号
債務者　斎藤　祐樹
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１２号
山口県熊毛郡田布施町大字大波野1151番地
債務者　小坂　葉月
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１６号
山口県岩国市由宇町中央１丁目３番14―207号
債務者　松田　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第５８号
沖縄県那覇市牧志２丁目17番４号　パルハイツ平田407
債務者　平敷デニス
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３３６号
さいたま市岩槻区城南３丁目６番16号　リヴェールガーデン201、旧住所埼玉県川口市戸塚東１丁目23番７―404号　アリュージュ東川口
債務者　横田　英幸
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５１号
神奈川県厚木市みはる野２丁目35番22号
債務者　南任咲百合
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１号
愛知県海部郡蟹江町平安１丁目60番地　メゾン三大202号、従前の住所愛知県津島市鹿伏兎町下春日台９番地15　パールハウス102号
債務者　川間　恵美
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４３号
愛知県弥富市五之三町東本田121番地
債務者　服部　慎也
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５７号
神戸市中央区宮本通２丁目１番５号　レジデンストキワ501号、従前の住所神戸市中央区宮本通２丁目１番５号　レジデンストキワ403号
債務者　川平　久美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９号
沖縄県那覇市字安謝38番地２　ビューハイツ知念301
債務者　辺土名和代
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１２８号
千葉県野田市尾崎317番地の17　ＲＩＯＧＲＡＮ207
債務者　福田　徳之
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７２号
神奈川県秦野市平沢527番地の16
債務者　内田恵梨子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部